

## 国民年金保険料の追納制度をご存じですか？

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「申請免除制度」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「法定免除制度」があります。また、若年層（20歳代）の方を対象として保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」や学生の方を対象とした「学生納付特例制度」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内（例、平成22年4月分は平成32年4月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっており、将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

### 【平成22年度中に追納する場合の額】

免除の種別 年度(月分)	全額免除・納付猶予・学生納付特例	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成12年度	15,770円	—	—	—
平成13年度	15,180円	—	—	—
平成14年度	14,590円	—	7,300円	—
平成15年度	14,360円	—	7,180円	—
平成16年度	14,180円	—	7,090円	—
平成17年度	14,220円	—	7,110円	—
平成18年度	14,260円	10,690円	7,130円	3,560円
平成19年度	14,300円	10,720円	7,150円	3,570円
平成20年度	14,410円	10,810円	7,200円	3,600円
平成21年度	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円

※ 平成20、21年度の月分はまだ加算が付きません。

詳しくは、津山年金事務所(☎ 0868-31-2360)までお問い合わせください。

### 森の村振興公社 -お盆期間中のイベント-

#### 【内容】

ヤマメつかみ取り・ちょい釣り・金魚すくい射的のミニ縁日、木のおもちや造り ほか  
新企画のアクアボールQ（8月13日のみ実施）

【日時】 8月13日（金）～15日（日）

【場所】 ふれあい公園池、公社駐車場など

※日によってイベント内容は若干異なりますが、3日間は毎日実施します。つかみ取りは子ども対象参加は無料、その他は一般対象で有料となります。詳しくはホームページをご覧ください。

### あわくら旬の里

『あわくらDE愛バーガー』が新登場！ホウレンソウ米粉パンにあご（飛び魚）カツが美味しい出会いをしたオリジナルバーガーです。

旬の里1階テイクアウトにて350円で販売しています。



あわくら旬の里バイキングレストランはお盆期間中は延長営業しますので是非ご利用ください。

**旬の里 バイキング 12日（木）～15日（日） 11:00～14:30**  
**延長営業 17:00～21:00**